

○杜の都の風土を守る土地利用調整条例施行規則

平成一七年一月七日

仙台市規則第一号

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 土地利用方針(第七条・第八条)
- 第三章 土地利用調整に関する手続等(第九条—第三十一条)
- 第四章 雜則(第三十二条—第三十五条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、杜の都の風土を守る土地利用調整条例(平成十六年仙台市条例第二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(開発事業)

第三条 条例第二条第三項各号列記以外の部分の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 土地の区画形質の変更で次に掲げるもの
  - イ 区画形質の変更を行おうとする土地の区域の面積が五千平方メートルを超えるもの(ロに掲げるものを除く。)
  - ロ 区画形質の変更を行おうとする土地の区域内に面積が一千平方メートルを超える一団の樹林地を含むもの
- 二 建築物その他の工作物の新築、改築、増築、移転又は用途の変更(以下「新築等」という。)で次に掲げるもの
  - イ 建築面積又は築造面積が一千平方メートルを超える工作物の新築、改築、移転又は用途の変更
  - ロ 工作物の増築で当該増築により増加する建築面積又は築造面積が一千平方メートルを超えるもの
  - ハ 工作物の増築で当該増築後の工作物の建築面積又は築造面積が一千平方メートルを超えるもの
- ニ 高さが三十メートルを超える工作物の新築、改築、移転又は用途の変更
- ホ 工作物の増築で当該増築部分の高さが三十メートルを超えるもの
- ヘ 工作物の増築で当該増築後の工作物の高さが三十メートルを超えるもの

- 三 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)別表第二(る)項第一号又は第二号に掲げる

建築物の新築等(増築にあっては、当該増築後の建築物の延べ面積が当該増築前の建築物の延べ面積の一・五倍を超えるものに限る。)

四 特定事業場(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。)の設置又は排出水(同項に規定する排出水をいう。以下同じ。)の量の増加を伴う構造等の変更で次に掲げるもの

イ 一日当たりの平均的な排出水の量(以下「日平均排出水量」という。)が五十立方メートルを超える特定事業場の設置

ロ 特定事業場の構造等の変更で当該変更前の日平均排出水量が五十立方メートル以下であり、かつ、当該変更後の日平均排出水量が五十立方メートルを超えるもの

ハ 特定事業場の構造等の変更で当該変更後の日平均排出水量が当該変更前の日平均排出水量の一・五倍を超えるもの(当該変更後の日平均排出水量が五十立方メートル以下であるもの及びロに掲げるものを除く。)

五 水質汚濁防止法第二条第八項に規定する有害物質使用特定事業場(排出水の排出又は特定地下浸透水(同項に規定する特定地下浸透水をいう。以下同じ。)の浸透を伴うものに限る。)の設置又は排出水の排出量若しくは特定地下浸透水の浸透量の増加を伴う構造等の変更(当該変更後の排出量若しくは浸透量が当該変更前の排出量若しくは浸透量の一・五倍を超えるものに限る。)

六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設の設置又は変更(当該変更後の処理能力が当該変更前の処理能力の一・五倍を超えるものに限る。)

七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設の設置又は変更(当該変更後の処理能力が当該変更前の処理能力の一・五倍を超えるものに限る。)

八 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第二条第二項に規定する特定施設の設置又は変更(当該変更後の処理能力が当該変更前の処理能力の一・五倍を超えるものに限る。)

九 水面の埋立て又は干拓(これらの行為に係る面積が一千平方メートルを超えるものに限る。)

(平二五、六・改正)

(通常の管理行為等)

第四条 条例第二条第三項第一号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 既存の工作物の管理のために必要な土地の区画形質の変更

二 河川、水路、堤とう等で一般公共の用に供されているもの及びこれらと一体をなしている施設のうち河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)その他の法令に管理に関する特別の定めのあるもの以外のものの管理に係る行為

三 仮設の工作物の新築、改築又は増築

四 災害復旧として行う行為(原状に回復することを目的とするものに限る。)

五 前各号に掲げるもののほか、法令若しくは他の条例(以下「法令等」という。)又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う行為  
(平一八、三・改正)

(郊外部の適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を及ぼすおそれがない行為)

第五条 条例第二条第三項第四号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路、道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第八項に規定する一般自動車道、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項に規定する地域森林計画又は同法第七条の二第一項に規定する森林計画に定められた林道その他これらに類する公共の用に供する道路の新設、改築、維持又は修繕に係る行為
- 二 河川法第六条第一項に規定する河川区域内において行われる行為
- 三 砂防法(明治三十年法律第二十九号)による砂防工事の施行又は砂防設備の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)に係る行為
- 四 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)による地すべり防止工事の施行又は地すべり防止施設の管理に係る行為
- 五 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)による急傾斜地崩壊防止工事の施行又は急傾斜地崩壊防止施設の管理に係る行為
- 六 森林法第四十一条に規定する保安施設事業の施行に係る行為
- 七 海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為
- 八 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第百九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第百四十三条第一項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物群の保存に係る行為
- 九 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第一項に規定する農業振興地域整備計画に定められた同法第三条第四号に掲げる土地の区域内で行われる行為
- 十 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業の施行に係る行為
- 十一 国、地方公共団体又は土地改良区(土地改良区連合を含む。)が設置する農業用道路、用水路又は排水路の建設又は管理に係る行為
- 十二 農業用施設で当該施設内において農作物の生育条件を調節し、及び管理するものの新築等に係る行為(耕作の事業を行う者がその農地(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地をいう。以下同じ。)を当該行為のために供する場合に限る。)

- 十三 畜舎の新築等に係る行為(養畜の事業を行う者がその農地又は採草放牧地(農地法第二条第一項に規定する採草放牧地をいう。)を当該行為のために供する場合に限る。)
- 十四 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるもの用に供する施設の建設又は管理に係る行為
- 十五 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道の敷設又は管理に係る行為
- 十六 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設又は管理に係る行為
- 十七 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第三項に規定する港湾区域内又は同条第四項に規定する臨港地区内で行われる行為
- 十八 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)による公園事業又は都道府県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為
- 十九 自然環境保全条例(昭和四十七年宮城県条例第二十五号)第十六条第一項に規定する県自然環境保全地域に関する保全事業又は同条例第二十五条第一項に規定する緑地環境保全地域に関する保全事業の執行に係る行為
- 二十 水道管、下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの建設又は管理に係る行為
- 二十一 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第百一号)第二条第二項に規定する防衛施設の整備又は管理に係る行為
- 二十二 前各号に掲げるもののほか、郊外部の適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める行為  
(平一七、三・平一八、三・平二五、六・改正)

(集落等の要件)

第六条 条例第二条第六項の規則で定める要件は、おおむね三十以上の建築物が同項の地域内に存することとする。

第二章 土地利用方針

(土地利用方針の軽微な事項)

第七条 条例第八条第六項の規則で定める軽微な事項は、次に掲げるものとする。

- 一 条例第八条第三項第二号に掲げる事項のうち、事業者が配慮すべき基本的な事項を定める区域（以下この条において「基本事項区域」という。）の境界に関する事項であって、次に掲げるもの
  - イ 鉄道その他の施設、河川、がけその他の地形又は地物（以下このイにおいて「鉄道等」という。）により定めた基本事項区域の境界の変更で、当該変更が鉄道等の変更によるものであるもの
  - ロ 農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域その他の法令等の規定に基づき定められた区域の境界（以下このロにおいて「農用地区

域等の境界」という。)により定めた基本事項区域の境界の変更で、当該変更が農用地区域等の境界の変更によるものであるもの

二 法令等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理に係るもの

- 2 前項第一号イ又はロに掲げる基本事項区域の境界の変更をした場合には、市長は、当該変更後速やかに、仙台市土地利用調整審議会に対し、当該変更の内容を報告するものとする。

(平三一、三・改正)

(集落等における特例)

第八条 条例第九条の集落等における土地利用方針は、面積が三千平方メートル以上の地区について定めるものとする。

第三章 土地利用調整に関する手続等

(資料提供等の依頼等)

第九条 事業者は、条例第十条第四項に規定する市長による資料の提供、助言、指導等(以下「資料提供等」という。)を必要とするときは、書面により市長に依頼するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による依頼があった場合は、速やかに資料提供等に関する検討を行い、その結果を当該事業者に通知するものとする。

(開発事業計画書等の公告事項及び縦覧の場所)

第十条 条例第十二条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。第十三条第三号において同じ。)
  - 二 開発事業の名称及び目的
  - 三 事業区域の位置及び面積
  - 四 開発事業計画書等の縦覧の期間及び時間
  - 五 開発事業計画書について郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図る見地から事業者が配慮すべき事項につき意見を有する者が条例第十四条第一項の規定により意見書を提出することができる旨並びに当該意見書の提出期間及び提出先
- 2 条例第十二条の規定による開発事業計画書等の縦覧の場所は、都市整備局建築宅地部開発調整課その他市長が必要と認める場所とする。

(平一七、三・平一八、三・平二八、三・改正)

(説明会の開催方法等)

第十一条 条例第十三条第一項の説明会は、説明対象区域(開発事業計画書に記載した事業区域並びに当該事業区域の周辺の区域で開発事業の実施によって影響を受けるおそれがあるものとして事業者及び市長が協議して定める区域をいう。以下同じ。)の住民等を対象として開催するものとする。

- 2 条例第十三条第一項の説明会は、説明対象区域の規模及び参加者の利便性を勘案して開催する日時及び場所を定めるものとし、必要に応じて、説明対象区域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。
- 3 条例第十三条第二項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載、印刷物の配布又は回覧、掲示板への掲示その他これらに類する適當な方法のうち、二以上的方法により行うものとする。
- 4 条例第十三条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。
  - 一 第十条第一項第一号から第三号までに掲げる事項
  - 二 説明会の開催を予定する日時及び場所
  - 三 説明会の開催に関する問い合わせを行うことができる事務所の名称、所在地及び電話番号
- 5 事業者は、条例第十三条第二項の規定による公告をしたときは、当該公告の内容を説明対象区域の住民等の地縁に基づいて形成された団体に通知するものとする。
- 6 事業者は、説明会の開催に当たっては、要約書を配布するとともに、開発事業計画書等の内容の具体的かつ平易な説明に努めなければならない。
- 7 条例第十三条第三項に規定する規則で定める事業者の責めに帰することができない事由は、次に掲げる事由とする。
  - 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること
  - 二 事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること

(開発事業計画書についての意見書の提出)

- 第十二条 条例第十四条第一項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 意見書の提出の対象である開発事業の名称
  - 二 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。第二十六条第二号において同じ。)
  - 三 開発事業計画書について郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図る見地から事業者が配慮すべき事項に関する意見

(公聴会の開催の公告)

- 第十三条 市長は、条例第十五条第一項の公聴会(以下「公聴会」という。)を開催しようとするときは、その期日の十五日前までに、次に掲げる事項を公告しなければならない。
- 一 公聴会の件名
  - 二 開催の日時及び場所
  - 三 事業者の氏名及び住所
  - 四 意見を聴こうとする事項
  - 五 公述の申出に関する事項
  - 六 その他市長が必要と認める事項

(公述の申出)

第十四条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、前条の規定による公告の日から十日以内に、次に掲げる事項を書面により市長に申し出なければならない。

- 一 公聴会の件名
- 二 氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名)
- 三 意見の要旨

(公聴会の中止)

第十五条 市長は、前条の規定による申出がないときは、公聴会の開催を中止するものとする。

2 市長は、前項の規定により公聴会の開催を中止したときは、その旨を公告するものとする。

(公述人の選定等)

第十六条 市長は、第十四条の規定により申し出た者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)を選定し、又は公聴会の運営上必要があると認めるときは、あらかじめ、公述時間を制限することができる。

- 2 市長は、前項の規定による選定又は制限をするに当たっては、公平かつ適正に行わなければならない。
- 3 市長は、第一項の規定による選定又は制限をしたときは、あらかじめ、その旨を当該公述人に通知するものとする。

(公聴会の議長)

第十七条 公聴会は、職員のうちから市長が指名する者が議長として主宰する。

(公述人の公述)

第十八条 公述人は、第十三条第四号に掲げる事項の範囲又は郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図る見地からの意見の範囲を超えて発言してはならない。

2 議長は、公述人の公述が前項の範囲を超えたとき若しくは第十六条第一項の規定により制限された公述時間を超えたとき又は公述人に不穏當な言動があったときは、その公述を中止させ、又は当該公述人の退場を命ずることができる。

(代理人)

第十九条 公述人は、あらかじめ市長の承認を得たときは、代理人に意見を述べさせることができる。

(公述人に対する質疑等)

第二十条 議長は、公述人に対して質疑することができる。

2 議長は、事業者が公聴会に同席している場合において、必要があると認めるとときは、当該事業者に対して意見を述べることを求めることができる。

(公聴会の秩序維持)

第二十一条 公聴会においては、何人も議長の指示に従わなければならない。

2 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるとときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏當な言動をした者を退場させることができる。

(公聴会の結果を記載した書面)

第二十二条 条例第十五条第三項の書面には、次に掲げる事項を記載し、議長が記名押印しなければならない。

- 一 公聴会の件名
- 二 開催の日時及び場所
- 三 出席した公述人の氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べた者の氏名及び役職名)
- 四 公述の要旨
- 五 その他公聴会の経過に関する事項

(開発事業計画書についての市長の意見の形成期間)

第二十三条 条例第十六条第一項の規則で定める期間は、三月とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、五月を超えない範囲内において同項の期間を定めることができる。この場合において、市長は、事業者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(軽微な修正)

第二十四条 条例第十七条第一項第三号の規則で定める修正は、次に掲げる修正(第一号及び第二号に掲げる修正にあっては、事業区域の面積又は工作物の建築面積若しくは築造面積若しくは高さが増加するものを除く。)とする。

- 一 事業区域の面積の修正のうち、当該面積の三十パーセント以内を減ずるもの
- 二 工作物の規模の修正のうち、当該工作物の建築面積若しくは築造面積又は高さの三十パーセント以内を減ずるもの
- 三 その他開発事業の同一性が失われない修正として市長が認めるもの

(開発事業計画書の修正に係る書面の公告事項及び縦覧の場所)

第二十五条 条例第十七条第三項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 第十条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

- 二 条例第十七条第一項の書面の縦覧の期間及び時間
  - 三 条例第十七条第一項第一号又は第四号に該当する場合においては、同項の書面について郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図る見地から事業者が配慮すべき事項につき意見を有する者が同条第四項の規定により公聴会又は仙台市土地利用調整審議会の開催を書面により請求することができる旨並びに当該書面の提出期間及び提出先
- 2 条例第十七条第三項の規定による同条第一項の書面の縦覧の場所は、都市整備局建築宅地部開発調整課その他市長が必要と認める場所とする。
- (平一七、三・平一八、三・平二八、三・改正)

(公聴会又は仙台市土地利用調整審議会の開催請求の手続)

- 第二十六条 条例第十七条第四項の規定による請求は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。
- 一 請求の対象である開発事業の名称
  - 二 請求をしようとする者の氏名及び住所
  - 三 開催を請求する公聴会又は仙台市土地利用調整審議会の別
  - 四 請求の理由
  - 五 条例第十七条第一項の書面について郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図る見地から事業者が配慮すべき事項に関する意見

(助言等についての形成期間)

- 第二十七条 条例第十八条第一項の規則で定める日は、条例第十七条第一項の規定による書面の提出を受けた日の翌日から起算して五月を経過する日とする。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して六月を超えない範囲内において条例第十八条第一項の規則で定める日を定めることができる。この場合において、市長は、事業者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(協定の公告事項及び縦覧の場所)

- 第二十八条 条例第十九条第三項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 第十条第一項第一号から第三号までに掲げる事項
  - 二 条例第十九条第一項の協定の締結の有無
  - 三 条例第十九条第一項の協定を締結した場合にあっては、当該協定の写しの縦覧の場所、期間及び時間
- 2 条例第十九条第四項の規定による協定の写しの縦覧の場所は、都市整備局建築宅地部開発調整課その他市長が必要と認める場所とする。

(平一七、三・平一八、三・平二八、三・改正)

(軽微な変更等)

第二十九条 条例第二十一条第一項の規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。

- 一 開発事業の名称の変更
  - 二 地域の名称又は地番の変更に伴う事業区域の位置等の変更
  - 三 造成後の地盤面の高さの変更のうち、当該変更により増加し、又は低下する高さが三十センチメートル以内であるもの
  - 四 工作物の位置の変更のうち、当該変更に係る部分の長さが十メートル以内であり、かつ、当該位置の変更が一メートル以内であるもの
  - 五 その他軽微な変更として市長が認めるもの
- 2 事業者は、条例第二十一条第一項の規則で定める変更をしようとするときは、当該変更の内容が前項各号に掲げる変更に該当するか否かについて、書面により市長に確認を求めるものとする。
  - 3 市長は、前項の確認を求められたときは、速やかに確認を行い、その結果を当該事業者に通知するものとする。

(重要な変更)

第三十条 条例第二十一条第二項の規則で定める重要な変更は、次に掲げる変更とする。

- 一 条例第十一条第一項第二号に掲げる開発事業の種別、目的若しくは内容、同項第三号に掲げる事項又は同項第七号に掲げる工作物の種別若しくは規模の変更(当該変更後の事業が開発事業に該当しなくなるもの、第二十四条各号に掲げる修正による変更又は第二十九条第一項第二号に掲げる変更を除く。)に該当する変更
- 二 土地利用方針との整合性の確保に支障をきたすおそれがある変更
- 三 適正かつ合理的な土地利用の確保に支障をきたすおそれがある変更
- 四 その他重要な変更として市長が認めるもの

(特定小規模事業の規模)

第三十一条 条例第二十六条第一項の規則で定める規模は、五千平方メートルとする。

第四章 雜則

(身分証明書)

第三十二条 条例第二十九条第三項の証明書は、別記様式による。

(公表の方法)

第三十三条 条例第八条第五項の規定による公表は、土地利用方針を縦覧に供することにより行うものとする。

- 2 前項の縦覧の場所は、都市整備局建築宅地部開発調整課その他市長が必要と認める場所とする。
- 3 条例第三十条第二項及び条例第三十一条第三項の規定による公表は、仙台市公報への登載、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他の適当と認められる方法に

より行うものとする。

(平一七、三・平一八、三・平二八、三・改正)

(開発事業計画書等の貸出し)

第三十四条 市長は、条例の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図る見地から事業者が配慮すべき事項につき意見を有する者の要請に応じ、開発事業計画書等、条例第十七条第一項の書面又は条例第十九条第一項の協定について、写しの貸出しを行うよう努めるものとする。

(実施細目)

第三十五条 この規則の実施細目は、都市整備局長が定める。

(平一七、三・改正)

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第一章、第二章、第三十三条(第三項を除く。)及び第三十五条の規定は、公布の日から施行する。(経過措置)
- 2 第三十三条第一項の縦覧を開始する日から施行日までの間において、施行日後に事業者になるべき者は、条例の規定の例による土地利用調整に関する手続を行うことができる。
- 3 前項の手続が行われた開発事業については、当該手続は、条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

#### 附 則(平一七、三・改正)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第五条第二十一号の改正規定は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平一八、三・改正)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

#### 附 則(平二二、一〇・改正)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平二五、六・改正)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平二八、三・改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平三〇、三・改正)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(平三一、三・改正)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第三十二条関係)

(表)

第 号	身分証明書		
住所	所属		
氏名	年	月	日生
上記のものは、杜の都の風土を守る土地利用調整条例第 29 条第 1 項に基づく調査に従事する者であることを証明する。			
有効期間 自 年 月 日	至 年 月 日		
年 月 日			
仙台市長			印

(裏)

杜の都の風土を守る土地利用調整条例(抄)

(実地調査への協力の要請)

第 29 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、他人の所有し、又は占有する土地において、職員に実地調査を行わせることができる。

2 前項の場合において、土地の所有者又は占有者は、当該職員の行う実地調査について、協力するよう努めなければならない。

3 第 1 項の実地調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。